

新潟市樹木マップ広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市広告掲載要綱に定めるもののほか、新潟市広告掲載基準による必要な事項を定めるものであり、新潟市樹木マップ（以下「樹木マップ」という。）の広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 樹木マップに掲載する広告について、新潟市広告掲載要綱第3条の各号及び新潟市広告掲載基準第5条の各号いずれかに該当するものは掲載しない。

(広告掲載対象事業者)

第3条 広告掲載対象事業者は、原則新潟市内の事業者とする。ただし、新潟市広告掲載基準第4条の各号いずれかに該当する業種又は事業者は掲載しない。

(広告の掲載位置及び規格)

第4条 樹木マップの広告掲載位置は、折り畳んだ状態の裏表紙のうち、市の指定する欄内とする。また、広告1枠の大きさは「縦 約 6.0 cm×横 約 5.1 cm」とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は変更することができる。

2 広告欄内における各広告枠の配置については、市が調整するものとし、一者が隣接する複数の枠を連結して掲載することも原則可能とする。ただし、調整困難となる場合はこの限りではない。

3 広告掲載欄を区分した中における掲載位置及び掲載仕様については、広告主と協議したうえで新潟市が決定する。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は原則、広告1枠当たり 5,000 円とする。

(広告掲載希望者の募集及び申し込み)

第6条 広告掲載希望者の募集は、ホームページ等の広報媒体その他の方法で行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りではない。

2 広告掲載希望者は、新潟市樹木マップ広告掲載申込書（別記様式第1号）を、指定する期間内に、市長へ提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 掲載の決定は、申し込み枠が募集枠を上回った場合は抽選により決定することとし、抽選は、申込み枠数に応じて行うものとする。ただし、申し込み枠が募集枠を下回

った場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定により広告掲載の可否および枠数を決定したときは、広告掲載（不掲載）決定通知書（別記様式第2号）により、広告掲載希望者へ通知するものとする。

（広告掲載内容の承諾）

- 第8条 前条第2項の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載内容及び条件等を遵守する旨の承諾書（別記様式第3号）を提出するものとする。

（広告原稿の提出）

- 第9条 広告主は、広告原稿を指定する期日までに指定する場所に提出しなければならない。

（広告掲載料の納期限）

- 第10条 広告掲載料の納期限は、市長が指定する日とし、納入通知書発行日から10日以内とする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

（広告掲載の取り消し）

- 第11条 第7条第2項の規定により広告掲載を決定した場合においても、次のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- （1）指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- （2）指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- （3）広告主、広告の内容が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触するものであるとき。
- （4）前各号に掲げるもののほか、市長が広告の掲載を適当でないとするとき。

（広告掲載料の返還）

- 第12条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

（広告主の責務）

- 第13条 広告主は、広告内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

- 4 広告主は、第7条第2項の規定により決定を受けた樹木マップへの広告掲載の権利を

譲渡してはならない。

(有効期限)

第14条 この要領による広告の有効期限は発行後1年とする。

(裁判管轄)

第15条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、新潟市の所在地を管轄する裁判所で行なうものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

新潟市樹木マップ広告掲載申込書

（宛先）新潟市長

広告掲載希望者 住所（所在地）
法人名（名称）
代表者職氏名
連絡先（TEL）
（FAX）
（Eメール）

新潟市樹木マップ広告掲載取扱要領第6条第2項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

1 希望する枠数

2 広告掲載の業種及び希望掲載内容（概要）

3 その他

- （1）新潟市内に本社や営業所などを有しない場合は、申し込みできません。
- （2）申し込みにあたっては、新潟市樹木マップ広告掲載取扱要領に定める事項を承諾、遵守します。
- （3）連絡先や広告掲載料払込通知書の送付先が上の希望者と違う場合は、下記に記入してください。

住所（所在地）
担当者氏名
連絡先（TEL）
（FAX）
（Eメール）

別記様式第2号（第7条関係）

新 第 号
年 月 日

様

新潟市長

「新潟市樹木マップ」広告掲載（不掲載）決定通知書

申し込みのあった広告掲載について、次のとおり掲載（不掲載）することに決定しましたので通知します。

記

- 1 掲載（不掲載）理由
- 2 広告掲載枠数
- 3 広告掲載料
- 4 掲載原稿等納入期限日
- 5 承諾書の提出期限
- 6 提出・お問い合わせ先

新潟市土木部みどりの政策課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

電話 025-226-3065 ファックス 025-222-7324

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日

承 諾 書

（宛先）新潟市長

広告主 住所（所在地）
法人名（名称）
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先

新潟市樹木マップ広告掲載取扱要領第8条の規定に基づき、次の内容について承諾します。

1 広告の内容及び条件

2 その他

新潟市広告掲載要綱及び新潟市広告掲載基準等を遵守し、広告の内容については、新潟市の指示に従います。